議員選挙の投票日です

～投票は　明るい未来の　第1歩～

投票時間　午前7時～午後7時

選挙に行こう

皆さんの生活や社会をよくするためには、皆さんの意見を政治に反映する代表者が必要です。その代表者を決めるのが「選挙」です。

一人ひとりが「選挙」に関心を持ち、投票することは、よりよい社会の実現につながります。

皆さんの意見を市政に届けるため、選挙に行き、投票しましょう。

伊賀市議会議員選挙投票率の推移

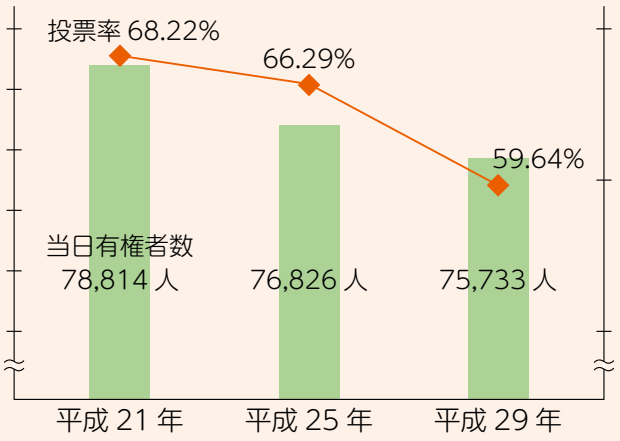

投票できる人

平成15年3月29日以前に生まれ、令和3年3月20日時点で伊賀市の住民基本台帳に3カ月以上記録されている人。

※市外へ転出した人は投票できません。

入場券をお持ちください

投票できる人に、はがき式の投票所入場券を郵送します。

入場券を持って記載の投票所にお越しください。

※入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、係員に申し出てください。

選挙公報をお届けします

各候補者の政見や政策などを記載した「選挙公報」を各地区の自治組織を通じて、投票日の2日前までに各世帯へお届けします。

本庁舎、支所、地区市民センターにも設置します。

投票所の一部変更

投票区	変更前	変更後
上野第５投票区	上野東小学校体育館	上野東小学校音楽室
上野第７投票区	緑ケ丘本町の一部の人：緑ケ丘中学校体育館 上野茅町の人：上野南部地区市民センター	みどり第二保育園
伊賀第９投票区	いがまち保健福祉センター	愛田公民館
大山田第３投票区	炊村集落センター	千戸小規模集会所

※入場券に記載の投票所をご確認ください。

投票所での感染症対策

各投票所では、新型コロナウイルス感染症対策を行います。投票所へお越しの際はマスクの着用をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

3月28日㈰は伊賀市議会

期日前投票

投票日当日に投票できない人は期日前投票ができます。

期日前投票は、どの投票所でも投票できます。

入場券がなくても、期日前投票をすることができます。

【受付時間】 午前8時30分～午後8時

※投票の際、公職選挙法に基づき、当日投票に行けない理由などの宣誓書の記入が必要です。

◆期日前投票所一覧

場　所	期　間
本庁舎　1階市民スペース	3月22日㈪～27日㈯
いがまち女性センター（伊賀支所敷地内）	3月23日㈫～27日㈯
島ヶ原支所　1階相談室	
阿山保健福祉センター	
大山田福祉センター	
青山公民館	

さまざまな方法で投票できます

○病院・施設に入院・入所中の人

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などへ入院・入所中の人は、その施設内で投票できます。

○市外に滞在している人

投票する資格があって、長期出張や出産のため市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

伊賀市選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めに手続きをしてください。

○投票所へ行くことが困難な人

重度の障がいがあるなどで投票所へ行くことが困難な人は、「郵便等による不在者投票制度」により、自宅で投票ができます。

この制度を利用するときは、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、ご相談ください。

なお、この制度を利用した投票用紙の請求は3月24日㈬午後5時までです。

◆郵便等による不在者投票制度の対象者

手帳などの種類	障がい名など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

○代理投票

身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。

○点字投票

視覚障がいのある人は、点字で投票できます。係員に申し出てください。

【問い合わせ】 伊賀市選挙管理委員会事務局
☎22・9601　FAX 22・9672　✉ senkyo@city.iga.lg.jp